

やまぐち農業経営支援センター専門家の登録規程

(資格要件)

第1条 本事業により派遣する専門家は、次の(1)から(4)の全ての要件に該当する者で、かつ、やまぐち農業経営支援センター(以下「支援センター」とする。)の専門家名簿に登録された者とする。

- (1) 本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等(以下「技能等」という。)を有すること。
- (2) 専門的分野において担い手等の経営体への支援実績があること。
- (3) 県内全ての地域において、訪問による支援ができること。
- (4) 以下のいずれか一つの経験を有すること。
 - ① 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者。
 - ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者。
 - ③ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者。
 - ④ 上記の①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者。

(登録)

第2条 専門家の登録申請には、履歴書(様式1)及び支援実績(任意様式)を提出させるものとし、経営戦略会議の下に設けた審査会において、当該提出書類及び面接結果を基に選定する。

- 2 審査の結果、専門家として適任と判断される場合には、経営戦略会議の承認を得て、専門家名簿へ登録し、登録された専門家には登録証を交付する。
- 3 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに支援センターに連絡するものとする。
- 4 専門家の登録期間は、支援センターが定める期間(3年)とする。なお、当該期間の途中で登録された専門家の登録期間については、当該機関の残存期間とする。

(登録の更新)

第3条 登録期間終了時においては、期間中における支援センターでの指導実績や他関係機関での支援実績などを勘案し、登録の更新の可否を総合的に判断する。

- 2 支援センターは、登録更新の可否について専門家に書面で通知し、更新が可能な専門家は、書面でその旨を支援センターに通知するものとする。なお、所定の期日までに意思確認ができない専門家については、更新を行わないものとする。

(登録の解除)

第4条 専門家が第5条の4又は5、第6条に定める事項のいずれか一つに違反した場合は、支援センターの判断により即時に登録を解除するものとする。

(職務)

第5条 専門家は、支援センターからの指導依頼に基づき、担い手等の経営体が必要としている技能等について、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

2 専門家は、担い手等を指導するに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、事前に当該担い手等の概要及び指導を希望する相談内容について十分理解することとする。

3 専門家は、指導終了後、所定の期日までに指導内容等を案件ごとに経営指導報告書(様式2)により報告するものとする。

4 専門家は、指導上知り得た担い手等の秘密を厳守するものとする。

5 支援センターの運営、事業等に関して知り得た情報についても、支援センターの同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

(禁止行為)

第6条 専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 著しく支援センター又は本事業の信用を損なうような行為。

(2) 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為。

(3) 担い手等に対し、支援センターの同意を得ずに行った自らの営業行為。

(4) 支援センターの同意を得ず、直接担い手等と行った訪問日や指導計画の調整。

(留意事項)

第7条 本事業の円滑な推進を図るため、コーディネーター又は事務局員、専門家が指導上必要とする情報の収集等を十分に行い、相談カルテ及び相談者カードに相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

2 専門家が経営指導を行う場合には、原則、コーディネーター又は事務局員、普及指導員が同行支援を行うものとする。

3 専門家の技能等の指導を行う際に使用する材料費等の購入、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける担い手等の負担とする。

4 専門家の謝金及び旅費は、支援センターが別に定める「専門家の謝金及び旅費規程」に準じるものとする。

また、謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書(様式2)の内容を確認し、1月単位で集計を行い、所定の期日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

5 支援センターは、専門家の指導後は必要に応じて事後指導を行うことにより成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとること。

また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を
経営戦略会議に提言することにより指導の充実を図るものとする。

附 則

この規程は、令和元年9月10日から適用する。